

配慮事項検討項目

1. 対象保育所の選定

- (1) 対象保育所の公表
- (2) 対象保育所の選定基準

2. 設置・運営主体

- (1) 対象法人の要件
- (2) 認可保育所としての実績

3. 事業者の選定

- (1) 事業者の募集方法
- (2) 選定組織
- (3) 選定基準
- (4) 選定方法
- (5) 移管条件
 - ①職員体制
 - ②施設長・主任保育士等の要件
 - ③保育内容
- (6) 事業者の公表

4. 円滑な引き継ぎ

- (1) 移行までの準備期間
- (2) 話し合いの場の設置
- (3) 事業者と市職員の交流・研修
- (4) 合同保育の期間と内容

5. 移行後の組織と役割

- (1) 移行後の組織と役割
- (2) 移行後の保育内容の確認
- (3) 民営化園の評価と情報公開

6. その他